相 談 窓 口

児 童 相 談 所 部 門 〔子どもに関する相談〕	**こども・女性支援課　相談支援班** ※相談受付時間： 月曜～金曜 9：00～17：45 （虐待通報は随時対応）	【直通】 **0956-24-5080**
	児童相談所虐待対応ダイヤル	**１８９**(通話料無料)
配偶者暴力相談支援ｾﾝﾀｰ部門 〔ＤＶ（配偶者暴力）相談 女性に関する相談〕	**こども・女性支援課　相談支援班** ※相談受付時間： 月曜～金曜 9：00～17：45	【直通】 **0956-24-5125**
知的障害者更生相談所部門 〔 知的障害に関する相談 〕	**保護判定・障害者支援課** **判定・障害者支援班** ※相談受付時間： 月曜～金曜 9：00～17：45	【直通】 **0956-24-5272**
管　　轄　　区　　域	**佐世保市,平戸市,松浦市,対馬市,壱岐市,東彼杵郡及び北松浦郡** ※ＤＶ（配偶者暴力）相談については県内全域。	

●所在地

QRｺｰﾄﾞ

●教育センター行きのバス
　保立バス停下車 徒歩１分
●平戸（大野）方面のバス
　宮田町バス停下車 徒歩５分
●佐世保駅前から自家用車で
　所要時間１０分

長崎県

佐世保こども・女性・障害者支援センター

〒857-0034　長崎県佐世保市万徳町10-3
TEL(代表)：0956-24-5162
FAX：0956-24-5087

QRｺｰﾄﾞ

←ホームページ：
https://www.pref.nagasaki.jp/organization/fukushihokenbu/sa-shien-c/

佐世保こども・女性・障害者支援センターは、

佐世保児童相談所、佐世保知的障害者更生相談所、配偶者暴力相談支援センターなどの機能をもつ総合的な相談支援機関です。

次の体制で相談に応じています。

児童・女性に関する相談

こども・女性支援課 ――― 相談支援班……児童相談、児童虐待への対応
児童福祉施設等への措置、女性相談等

保護判定・障害者支援課 ―― 判定・障害者支援班 …… 児童の心身の発達や状態の判定、心理療法等
こども保護班… 児童の一時保護、生活指導、行動観察等

知的障害者に関する相談

保護判定・障害者支援課 …… 療育手帳に関する相談

児童相談

TEL 0956-24-5080

18歳未満の子どもに関する相談を受けています。子どもの健やかな成長を願って、一緒に考え問題を解決できるように援助を行います。

このような相談に応じます。

養　護 家庭で子どもを育てられない。養子に出したい。	**虐　待** 子どもが虐待されている。虐待が疑われる。	**非　行** 家出、万引き、盗み、タバコ、夜遊びなど。
障害・発達の問題 障害がある。ことば、発達の遅れや知的な問題がある。	**しつけ・性格行動** 落ち着きがない。わがまま。内気。嘘をつく。	**不登校・いじめ** 登校を嫌がる。友達とうまく遊べない。いじめがある。

このような援助を行います。

通所指導
・面接や検査を通して、子どもや保護者などに助言したり、カウンセリングなどを行います。
・必要な場合は、小児科・精神科の診断を受けることができます。

一時保護
・必要に応じて子どもを一時的に預かり、行動を観察したり、短期指導を行います。

施設入所里親委託
・色々な事情により家庭で生活できない子どもを必要な期間、児童福祉施設や里親で預かり、養育します。

相談の流れ

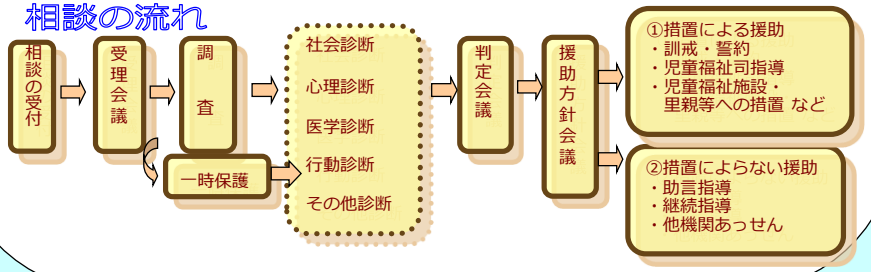

障害者相談

TEL 0956-24-5272

知的障害のある方の自立や社会参加・生活の質の向上を目指して、医療・生活・職業などについて助言や援助を行います。

知的障害者相談

援助内容
・知的障害のある方が各種の援助措置を受けられるよう、医学的・心理学的判定を行い、療育手帳の交付、交付後の再判定を実施します。
・申請窓口は市町です。
・判定に際しては、原則として電話予約のうえ来所していただきますが、来所が困難な方は、まずご連絡ください。

女性相談

TEL 0956-24-5125

女性が抱える女性特有の様々な問題や悩みについて、あなたの意思を大切にしながら解決のための相談・援助を行います。

このような相談に応じます。

・夫や恋人からの暴力（身体的・精神的・性的）を受けており、どうしたらよいかわからない。
・離婚したいと思っているが子どもの親権のことや経済面での自立に不安を感じている。
・出会い系サイトのトラブルやストーカー行為に悩まされている。
・その他、さまざまな相談に対応します。

このような援助を行います。

電話相談
・誰でも気軽に相談できるよう匿名性を尊重し、助言・指導、情報提供、他機関紹介等を行います。

来所相談
・電話相談では容易に解決できない複雑な相談、避難や安全確認を必要とする相談など、より専門的な支援を必要とする相談に応じます。